

議案第81号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年12月9日

三朝町長 松浦弘幸

1 財産の内容

種類	所在地	数量
土地	東伯郡三朝町大字三徳字成谷816番ほか 13筆	109,896.47平方メートル
立木	同上	2,364.83立方メートル

2 契約の相手方 三朝町 個人 ほか5名

3 取得予定価格 20,448,420円

4 取得の目的 名勝及び史跡の適正な保存を行うため土地等を買入れするものである。